

事後審査型制限付一般競争入札（工事請負） 入札公告【共通事項・環境局】

1. 入札参加資格	(1)	① 令和元・2年度（平成31・32年度）大阪市入札参加有資格者名簿（工事）に、入札書提出時点において、当該案件に応じた種目で登録されており、かつ希望種目を要件とする場合は、当該案件に応じた希望種目で登録されていること
		② 当該案件の入札書提出日から開札日まで有効な電子署名及び認証業務に関する法律施行規則第13条第1項第1号の電子証明書（以下「ICカード」という。）を取得し、大阪市電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）を利用するための大阪市の電子業者登録（ICカードの登録）を完了している者であること。なお、特定建設工事共同企業体については代表者がICカードを取得し、事業協同組合等（以下「組合」という。）については代表者が組合としてのICカードを取得し、電子入札システムを利用するための大阪市の電子業者登録を完了している者であること
	単体企業（組合含む）に関する条件	
	①	公告本文に定める入札参加資格をすべて満たすものであること
	②	地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること
	次に掲げる全ての条件を満たす技術者を配置できること。	
	③	ア 公告本文に定める技術者を配置できること
		イ 建設業法第26条第1項及び第2項に基づく技術者を配置できること
		ウ 監理技術者においては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習を修了したことを証明するものを有する者であること
		エ 入札書提出期限日現在において常勤の自社社員（在籍出向者、派遣社員は認められない。）であること
	④	入札書提出開始日の属する月の前々々月末日時点において納期が到来している大阪市税に係る徴収金（法人市民税、市・府民税[普通徴収]、市・府民税[特別徴収]、固定資産税・都市計画税[土地・家屋]、固定資産税[償却資産]、特別土地保有税、軽自動車税、事業所税、市たばこ税、入湯税、延滞金、重加算金、不申告加算金、過少申告加算金、及び滞納処分費）を完納していること
	⑤	消費税及び地方消費税の未納がないこと
	⑥	入札書提出日において、建設業法第28条第3項又は同条第5項の規定による営業停止処分（大阪市において当該案件に応じた建設工事業の営業ができないものに限る。）を受けていないこと
	⑦	入札書提出日において、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと
	⑧	入札書提出日において、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと
	⑨	入札書提出日において、建設業法第27条の23第1項の規定による経営事項審査（以下「経営事項審査」という。）の審査基準日が1年7か月以上経過していないこと
	⑩	⑨の条件を満たす経営事項審査の最新のものにおいて、当該案件に応じた建設工事の種類の完成工事高の年平均が「0」でないこと
	⑪	雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づく雇用保険、健康保険法（大正11年法律第70号）に基づく健康保険及び厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に基づく厚生年金保険（以下「社会保険」という。）に事業主として加入していること。ただし、各保険について法令で適用が除外されている場合を除く。なお、事業協同組合等にあっては、すべての組合員が本要件を満たすものであること
(3)	入札参加資格の有無は、基準日を別に定める場合を除き開札日現在による。	
(4)	入札参加資格の審査は、開札後に資格を確認する必要があると認められる者について行い、その他の者については行わない。	

	(5)	本市の指定する期限までに、公告本文に定める入札参加資格審査資料（以下「資格審査資料」という。）を提出できること							
2. 入札参加手続等	(1)	入札書の提出等の手続きは電子入札システムにより行う。郵便、紙入札等は認めない。							
	(2)	入札の辞退 入札書提出後の辞退は認めない。							
	(3)	入札予定価格 開札後（再度入札の場合はその開札後）に電子入札システムにて公表する。							
	(4)	入札参加者・最低制限価格（地方自治法施行令第167条の10第2項で規定する最低制限価格をいう。以下同じ。）・調査基準価格（地方自治法施行令第167条の10第1項で規定する場合の調査の基準となる価格をいう。以下同じ。） 落札決定後に電子入札システムにて公表する。							
	(5)	設計図書の取得方法 公告日以降に電子入札システムよりダウンロードするものとする。							
	(6)	設計図書等に対する質問 質問、回答の日時、方法について公告本文に定める。							
	(7)	上記(1)～(6)によらない場合は、公告本文に定める。							
3. 関係会社の参加制限	当該入札に参加しようとする者が、次のいずれかの関係に該当する場合、そのうちの1者しか参加できない。								
	資本関係								
	以下のいずれかに該当する2者の場合								
	(1)	<table border="1"> <tr> <td>①</td><td>子会社等（会社法第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。②において同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。②において同じ。）の関係にある場合</td></tr> <tr> <td>②</td><td>親会社等と同じくする子会社等同士の関係にある場合</td></tr> </table>	①	子会社等（会社法第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。②において同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。②において同じ。）の関係にある場合	②	親会社等と同じくする子会社等同士の関係にある場合			
①	子会社等（会社法第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。②において同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。②において同じ。）の関係にある場合								
②	親会社等と同じくする子会社等同士の関係にある場合								
人的関係									
以下のいずれかに該当する2者の場合。ただし、①については、会社等（会社法施行規則第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。									
(2)	<table border="1"> <tr> <td>①</td><td>一方の会社等の役員（株式会社の取締役（指名委員会等設置会社にあっては執行役）、持分会社（合名会社、合資会社若しくは合同会社をいう。）の業務を執行する社員、組合の理事又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合</td></tr> <tr> <td>②</td><td>一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下単に「管財人」という。）を現に兼ねている場合</td></tr> <tr> <td>③</td><td>一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合</td></tr> </table>	①	一方の会社等の役員（株式会社の取締役（指名委員会等設置会社にあっては執行役）、持分会社（合名会社、合資会社若しくは合同会社をいう。）の業務を執行する社員、組合の理事又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合	②	一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下単に「管財人」という。）を現に兼ねている場合	③	一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合		
①	一方の会社等の役員（株式会社の取締役（指名委員会等設置会社にあっては執行役）、持分会社（合名会社、合資会社若しくは合同会社をいう。）の業務を執行する社員、組合の理事又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合								
②	一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下単に「管財人」という。）を現に兼ねている場合								
③	一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合								
以下のいずれかに該当する2者の場合									
(3)	<table border="1"> <tr> <td>①</td><td>組合（共同企業体を含む。）とその構成員</td></tr> <tr> <td>②</td><td>一方の会社等の代表者と、他方の会社等の代表者が夫婦、親子の関係である場合</td></tr> <tr> <td>③</td><td>一方の会社等の代表者と、他方の会社等の代表者が血族の兄弟姉妹の関係である場合で、かつ、本店又は受任者を設けている場合の支店（営業所を含む）の所在地が、同一場所である場合</td></tr> <tr> <td>④</td><td>一方の会社等の電話、ファクシミリ、メールアドレス等の連絡先が、他方の会社等と同一である場合</td></tr> </table>	①	組合（共同企業体を含む。）とその構成員	②	一方の会社等の代表者と、他方の会社等の代表者が夫婦、親子の関係である場合	③	一方の会社等の代表者と、他方の会社等の代表者が血族の兄弟姉妹の関係である場合で、かつ、本店又は受任者を設けている場合の支店（営業所を含む）の所在地が、同一場所である場合	④	一方の会社等の電話、ファクシミリ、メールアドレス等の連絡先が、他方の会社等と同一である場合
①	組合（共同企業体を含む。）とその構成員								
②	一方の会社等の代表者と、他方の会社等の代表者が夫婦、親子の関係である場合								
③	一方の会社等の代表者と、他方の会社等の代表者が血族の兄弟姉妹の関係である場合で、かつ、本店又は受任者を設けている場合の支店（営業所を含む）の所在地が、同一場所である場合								
④	一方の会社等の電話、ファクシミリ、メールアドレス等の連絡先が、他方の会社等と同一である場合								

		(⑤) 一方の会社等の大都市の入札に関する営業活動を携わる者が、他方の会社等と同一である場合
	(4)	その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合
4. 入札の方 法等	(1)	入札書の提出期間及び開札日時・場所は公告本文に定める。
	(2)	入札参加者がない場合は、当該入札を取り止める。
		入札書の提出
	①	入札書は、電子入札システムにより、入札金額、くじ申込番号（3桁の任意の数字）等、必要な事項がすべて入力されたものを有効なものとして取り扱う。
	②	落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格とするので、入札参加者は消費税及び地方消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載すること
	③	入札書の入力は注意して正確に行い、入札書提出内容確認画面において確認を行ってから入札書の提出を行うこと
	④	入札書の提出は、入札書提出期限までに完了すること
	⑤	入札書の提出にあたっては、パソコン等の利用環境により、送信が長時間となることがあるため、締切日時までに余裕をもって入札書の提出を行うこと
	⑥	入札書が正常に送信されたことを、入札書送信完了通知画面又は入札状況一覧画面において確認すること
	⑦	一旦提出された入札書は、訂正、再提出又は撤回をすることはできない。
		工事費内訳書の添付
	①	入札書の提出の際は、工事費内訳書を添付すること。添付しない場合は入札書を提出することができない。
	②	工事費内訳書は、案件ごとに大都市が指定する様式を、電子入札システムからダウンロードして作成すること
	③	工事費内訳書の作成に使用するアプリケーション及び保存するファイルの形式は、Microsoft Office Excel の97から2003のバージョンで保存したものとし、当該ファイルの保存時に損なわれる機能は作成時に利用しないよう十分注意すること
	④	工事費内訳書のファイル名称は、電子入札システムからダウンロードする際に表示されたもの（25～32桁の英数字列）から変更しないこと。ファイル名称を変更すると入札書に添付できない。
	⑤	工事費内訳書は入札書に添付する前にウィルスチェックしたうえで添付することを厳守すること
5. 再度入札	(1)	開札の結果、落札候補者がいないときは、再度の入札を1回に限り行う。
	(2)	再入札書受付締切予定日時は、1回目開札日の翌日（大都市における執務の休日を除く。）の午後5時とする。
	(3)	開札予定日時については、1回目開札日の翌々日（大都市における執務の休日を除く。）の午前10時とする。
	(4)	再入札書受付開始予定日時・再入札書受付締切予定日時、開札予定日時及び前回最低入札書記載金額については、「再入札通知書」で通知する。
	(5)	再度入札の場合の入札書の提出においては、4(4)で指定する工事費内訳書の添付を要しないものとする。

6. 予定価格に対する質問・回答方法等	<p>入札参加者への予定価格の通知、質問・回答方法等は、公告本文に定める。</p>																																						
7. 入札の無効	<p>次の場合のいずれかに該当する入札は、これを無効とする。 無効の入札をした者は再度入札に参加できない。</p> <table border="1" data-bbox="322 354 1430 1428"> <tr> <td>(1)</td><td>大阪市契約規則（昭和39年規則18号）第28条第1項各号の一に該当する入札</td></tr> <tr> <td>(2)</td><td>1に定める入札参加資格を有しない者がした入札</td></tr> <tr> <td>(3)</td><td>最低制限価格より低い価格でした入札</td></tr> <tr> <td>(4)</td><td>再度入札の場合においては、前回最低入札書記載金額以上でした入札</td></tr> <tr> <td colspan="2">電子入札システムにより提出した工事費内訳書が、次の項目に該当する場合</td></tr> <tr> <td>(5)</td><td> <table border="1" data-bbox="330 631 1430 916"> <tr> <td>①</td><td>工事名称、商号又は名称(共同企業体の場合は共同企業体名称)の記載がない</td></tr> <tr> <td>②</td><td>内訳項目の単位・数量などに記載があるが、金額の記載がない</td></tr> <tr> <td>③</td><td>入札金額と工事費内訳書の工事価格が異なる</td></tr> <tr> <td>④</td><td>商号又は名称(共同企業体の場合は共同企業体名称)が、入札書の情報と異なる。ただし、明らかに誤字や脱字と識別できる場合、又は、入札書提出時以後に商号の変更や合併等を行った場合はこの限りでない。</td></tr> </table> </td></tr> <tr> <td>(6)</td><td>指定する日時までに資格審査資料を提出しなかった落札候補者がした入札</td></tr> <tr> <td>(7)</td><td>3に定める関係会社の参加制限に該当する2者がしたそれぞれの入札</td></tr> <tr> <td colspan="2">入札書提出日より開札日時までの間において、入札参加者が次の項目に該当する場合</td></tr> <tr> <td>(8)</td><td> <table border="1" data-bbox="330 1080 1430 1417"> <tr> <td>①</td><td>建設業法第28条第3項又は同条第5項の規定による営業停止処分（大阪市において当該案件に応じた建設工事業の営業ができるものに限る。）を受けている</td></tr> <tr> <td>②</td><td>大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けている</td></tr> <tr> <td>③</td><td>大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている</td></tr> <tr> <td>④</td><td>経営事項審査の審査基準日が1年7か月を経過している</td></tr> <tr> <td>⑤</td><td>経営事項審査の最新のものにおいて当該案件に応じた建設工事の種類の完成工事高の年平均が「0」である。</td></tr> </table> </td></tr> </table>	(1)	大阪市契約規則（昭和39年規則18号）第28条第1項各号の一に該当する入札	(2)	1に定める入札参加資格を有しない者がした入札	(3)	最低制限価格より低い価格でした入札	(4)	再度入札の場合においては、前回最低入札書記載金額以上でした入札	電子入札システムにより提出した工事費内訳書が、次の項目に該当する場合		(5)	<table border="1" data-bbox="330 631 1430 916"> <tr> <td>①</td><td>工事名称、商号又は名称(共同企業体の場合は共同企業体名称)の記載がない</td></tr> <tr> <td>②</td><td>内訳項目の単位・数量などに記載があるが、金額の記載がない</td></tr> <tr> <td>③</td><td>入札金額と工事費内訳書の工事価格が異なる</td></tr> <tr> <td>④</td><td>商号又は名称(共同企業体の場合は共同企業体名称)が、入札書の情報と異なる。ただし、明らかに誤字や脱字と識別できる場合、又は、入札書提出時以後に商号の変更や合併等を行った場合はこの限りでない。</td></tr> </table>	①	工事名称、商号又は名称(共同企業体の場合は共同企業体名称)の記載がない	②	内訳項目の単位・数量などに記載があるが、金額の記載がない	③	入札金額と工事費内訳書の工事価格が異なる	④	商号又は名称(共同企業体の場合は共同企業体名称)が、入札書の情報と異なる。ただし、明らかに誤字や脱字と識別できる場合、又は、入札書提出時以後に商号の変更や合併等を行った場合はこの限りでない。	(6)	指定する日時までに資格審査資料を提出しなかった落札候補者がした入札	(7)	3に定める関係会社の参加制限に該当する2者がしたそれぞれの入札	入札書提出日より開札日時までの間において、入札参加者が次の項目に該当する場合		(8)	<table border="1" data-bbox="330 1080 1430 1417"> <tr> <td>①</td><td>建設業法第28条第3項又は同条第5項の規定による営業停止処分（大阪市において当該案件に応じた建設工事業の営業ができるものに限る。）を受けている</td></tr> <tr> <td>②</td><td>大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けている</td></tr> <tr> <td>③</td><td>大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている</td></tr> <tr> <td>④</td><td>経営事項審査の審査基準日が1年7か月を経過している</td></tr> <tr> <td>⑤</td><td>経営事項審査の最新のものにおいて当該案件に応じた建設工事の種類の完成工事高の年平均が「0」である。</td></tr> </table>	①	建設業法第28条第3項又は同条第5項の規定による営業停止処分（大阪市において当該案件に応じた建設工事業の営業ができるものに限る。）を受けている	②	大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けている	③	大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている	④	経営事項審査の審査基準日が1年7か月を経過している	⑤	経営事項審査の最新のものにおいて当該案件に応じた建設工事の種類の完成工事高の年平均が「0」である。
(1)	大阪市契約規則（昭和39年規則18号）第28条第1項各号の一に該当する入札																																						
(2)	1に定める入札参加資格を有しない者がした入札																																						
(3)	最低制限価格より低い価格でした入札																																						
(4)	再度入札の場合においては、前回最低入札書記載金額以上でした入札																																						
電子入札システムにより提出した工事費内訳書が、次の項目に該当する場合																																							
(5)	<table border="1" data-bbox="330 631 1430 916"> <tr> <td>①</td><td>工事名称、商号又は名称(共同企業体の場合は共同企業体名称)の記載がない</td></tr> <tr> <td>②</td><td>内訳項目の単位・数量などに記載があるが、金額の記載がない</td></tr> <tr> <td>③</td><td>入札金額と工事費内訳書の工事価格が異なる</td></tr> <tr> <td>④</td><td>商号又は名称(共同企業体の場合は共同企業体名称)が、入札書の情報と異なる。ただし、明らかに誤字や脱字と識別できる場合、又は、入札書提出時以後に商号の変更や合併等を行った場合はこの限りでない。</td></tr> </table>	①	工事名称、商号又は名称(共同企業体の場合は共同企業体名称)の記載がない	②	内訳項目の単位・数量などに記載があるが、金額の記載がない	③	入札金額と工事費内訳書の工事価格が異なる	④	商号又は名称(共同企業体の場合は共同企業体名称)が、入札書の情報と異なる。ただし、明らかに誤字や脱字と識別できる場合、又は、入札書提出時以後に商号の変更や合併等を行った場合はこの限りでない。																														
①	工事名称、商号又は名称(共同企業体の場合は共同企業体名称)の記載がない																																						
②	内訳項目の単位・数量などに記載があるが、金額の記載がない																																						
③	入札金額と工事費内訳書の工事価格が異なる																																						
④	商号又は名称(共同企業体の場合は共同企業体名称)が、入札書の情報と異なる。ただし、明らかに誤字や脱字と識別できる場合、又は、入札書提出時以後に商号の変更や合併等を行った場合はこの限りでない。																																						
(6)	指定する日時までに資格審査資料を提出しなかった落札候補者がした入札																																						
(7)	3に定める関係会社の参加制限に該当する2者がしたそれぞれの入札																																						
入札書提出日より開札日時までの間において、入札参加者が次の項目に該当する場合																																							
(8)	<table border="1" data-bbox="330 1080 1430 1417"> <tr> <td>①</td><td>建設業法第28条第3項又は同条第5項の規定による営業停止処分（大阪市において当該案件に応じた建設工事業の営業ができるものに限る。）を受けている</td></tr> <tr> <td>②</td><td>大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けている</td></tr> <tr> <td>③</td><td>大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている</td></tr> <tr> <td>④</td><td>経営事項審査の審査基準日が1年7か月を経過している</td></tr> <tr> <td>⑤</td><td>経営事項審査の最新のものにおいて当該案件に応じた建設工事の種類の完成工事高の年平均が「0」である。</td></tr> </table>	①	建設業法第28条第3項又は同条第5項の規定による営業停止処分（大阪市において当該案件に応じた建設工事業の営業ができるものに限る。）を受けている	②	大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けている	③	大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている	④	経営事項審査の審査基準日が1年7か月を経過している	⑤	経営事項審査の最新のものにおいて当該案件に応じた建設工事の種類の完成工事高の年平均が「0」である。																												
①	建設業法第28条第3項又は同条第5項の規定による営業停止処分（大阪市において当該案件に応じた建設工事業の営業ができるものに限る。）を受けている																																						
②	大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けている																																						
③	大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている																																						
④	経営事項審査の審査基準日が1年7か月を経過している																																						
⑤	経営事項審査の最新のものにおいて当該案件に応じた建設工事の種類の完成工事高の年平均が「0」である。																																						
8. 審査順位の公開	<p>審査順位は、電子入札システムにより次に掲げる事項を全ての入札参加者に通知するとともに、公開する。ただし、談合情報等による保留の場合はこの限りでない。</p> <table border="1" data-bbox="322 1529 1430 1754"> <tr> <td>(1)</td><td>入札参加資格の審査のために落札決定を保留する旨</td></tr> <tr> <td>(2)</td><td>予定価格の制限の範囲内で入札した入札参加者（無効の入札をした者を除く）の商号又は名称(共同企業体の場合は共同企業体名称)、審査順位、くじ番号及び入札金額</td></tr> <tr> <td>(3)</td><td>無効の入札をした入札参加者の商号又は名称(共同企業体の場合は共同企業体名称)</td></tr> </table>	(1)	入札参加資格の審査のために落札決定を保留する旨	(2)	予定価格の制限の範囲内で入札した入札参加者（無効の入札をした者を除く）の商号又は名称(共同企業体の場合は共同企業体名称)、審査順位、くじ番号及び入札金額	(3)	無効の入札をした入札参加者の商号又は名称(共同企業体の場合は共同企業体名称)																																
(1)	入札参加資格の審査のために落札決定を保留する旨																																						
(2)	予定価格の制限の範囲内で入札した入札参加者（無効の入札をした者を除く）の商号又は名称(共同企業体の場合は共同企業体名称)、審査順位、くじ番号及び入札金額																																						
(3)	無効の入札をした入札参加者の商号又は名称(共同企業体の場合は共同企業体名称)																																						
9. 入札参加資格の審査及び落札者の決定	<table border="1" data-bbox="322 1754 1430 2097"> <tr> <td>(1)</td><td>開札後、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を落札候補者とし、落札の決定は保留し通知する。</td></tr> <tr> <td>(2)</td><td>予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者が2者以上あるときは、開札時に電子入札システムによるくじ（以下「電子くじ」という。）によって落札候補者を決定するものとする。なお、予定価格の制限の範囲内で同価格の入札をした者が2者以上あるときは、開札時に電子くじによって全ての審査順位を決定する。</td></tr> <tr> <td>(3)</td><td>落札の決定を保留した後、落札候補者が入札参加資格を有する者であるか審査する。</td></tr> <tr> <td></td><td>前号で規定する審査の結果により、落札候補者の取扱いは次のいずれかによるものとする。</td></tr> </table>	(1)	開札後、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を落札候補者とし、落札の決定は保留し通知する。	(2)	予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者が2者以上あるときは、開札時に電子入札システムによるくじ（以下「電子くじ」という。）によって落札候補者を決定するものとする。なお、予定価格の制限の範囲内で同価格の入札をした者が2者以上あるときは、開札時に電子くじによって全ての審査順位を決定する。	(3)	落札の決定を保留した後、落札候補者が入札参加資格を有する者であるか審査する。		前号で規定する審査の結果により、落札候補者の取扱いは次のいずれかによるものとする。																														
(1)	開札後、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を落札候補者とし、落札の決定は保留し通知する。																																						
(2)	予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者が2者以上あるときは、開札時に電子入札システムによるくじ（以下「電子くじ」という。）によって落札候補者を決定するものとする。なお、予定価格の制限の範囲内で同価格の入札をした者が2者以上あるときは、開札時に電子くじによって全ての審査順位を決定する。																																						
(3)	落札の決定を保留した後、落札候補者が入札参加資格を有する者であるか審査する。																																						
	前号で規定する審査の結果により、落札候補者の取扱いは次のいずれかによるものとする。																																						

		① 落札候補者が入札参加資格を有するものであることを確認した場合は、その者を落札者とし、入札参加者に通知するものとする。
(4)	②	落札候補者が入札参加資格を有しないものであることを確認した場合は、その者の入札を無効とする。この場合、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を新たに落札候補者とし(3)の入札参加資格の審査を行う。以後、落札者が決定するまで同様の手続を繰り返す。なお、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者が2者以上あるときは、(2)の審査順位により落札候補者とする。
		(3)の入札参加資格の審査にあたっては、落札候補者は、公告本文に定める資格審査資料を、審査順位公開日 ((4)②において新たに落札候補者になった者については、提出を求めた日) の翌日（翌日が大阪市における執務の休日にあたるときは、その翌日とし、休日が連続するときは、休日最終日の翌日とする。以下同じ）の勤務時間（職員の勤務時間等に関する規則第2条第2項に定める勤務時間。以下同じ）内に提出しなければならない。期限までに提出がない場合は、当該落札候補者のした入札は無効とし、大阪市競争入札参加停止措置要綱の規定に基づく停止措置を行う。ただし、期限までに理由書（落札候補者用）を提出し、大阪市がやむを得ないと認めた場合は停止措置を行わないものとする。
(5)	(6)	(4)②の手続きにより落札候補者の入札を無効にした場合には、入札を無効にした理由を付して、当該落札候補者に通知する。
(7)		開札後から落札決定までに、いずれかの入札参加資格要件を満たさなくなった場合は、入札参加資格を有しない者とみなし無効とする。（共同企業体の場合はその構成員を含む。）
(8)		開札後から落札決定までに、入札参加者（参加者が共同企業体の場合はその構成員を含む。）が次の項目に該当した場合は入札参加資格を有しない者のした入札とみなし無効とする。
	①	建設業法第28条第3項若しくは同条第5項の規定による営業停止処分（大阪市において当該案件に応じた建設工事業の営業ができないものに限る。）を受けている
	②	大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けている
	③	大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている
	④	経営事項審査の審査基準日が1年7か月を経過している
	⑤	経営事項審査の最新のものにおいて当該案件に応じた建設工事の種類の完成工事高の年平均が「0」である。
(9)		落札候補者となった者は、正当な理由がある場合を除き、落札者となることを辞退することができない。辞退した場合は、入札は無効とし、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を行う。
10. 落札の決定日		原則として、落札の決定日は審査順位公開日の翌日から起算して3日（大阪市における執務の休日を除く。）後とする。ただし、これによらない場合は、公告本文で別途定めるものとする。なお、入札参加資格の審査対象者が複数生じた場合等は、必要な審査・調査を行ったのち決定するものとする。
11. 入札保証金及び契約保証金	(1)	入札保証金（見積った契約希望金額の100分の3以上） 免除 ただし、正当な理由がなく契約を締結しないときは、落札金額（入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額）の100分の3に相当する違約金を徴収する。
	(2)	契約保証金 契約金額の100分の10以上納付 ただし、政府公債、大阪市債等の提供若しくは金融機関の保証又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）に基づき登録を受けた保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。
12. 前払金	(1)	当初前払金 契約金額の40%以内とする。（ただし、契約金額が100万円未満の契約を除く。）
	(2)	中間前払金 契約金額の20%以内とする。（ただし、契約金額が100万円未満の契約を除く。また、中間前払金を支出した後の前払金の合計額は契約金額の60%を超えない金額とする。）

13. その他	(1)	当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定がある場合には、公告本文に明示する。
	(2)	提出された資格審査資料及び根拠資料等は、入札に関する審査・調査以外に使用しない。
	(3)	契約条項を示す場所 「大阪市電子調達システム」>「各種資料・ダウンロード」>「規約・契約条項等（電子入札システム関係）」への掲載又は契約担当
	(4)	契約書作成の要否 要
	(5)	大阪市側のシステム障害により電子入札システムによる入札手続に障害が発生した場合等、必要と認めるときは当該入札を延期又は中止することがある。
	(6)	設計図書等に対する質問、予定価格に対する入札参加者からの質問への回答は、システム上の問題等により、回答の掲載が公開時間に遅れる場合もある。
	(7)	入札方法等の照会にあたっては、入札参加者が本市職員にわかり得ることがないよう充分留意すること
	(8)	電子入札システムが対応している認証局は、「大阪市電子調達システム」トップページの「認証局一覧」を参照のこと
	(9)	落札の決定から契約締結までに、落札者が次の項目に該当した場合は、契約の締結を行わないものとする。 ① 建設業法第28条第3項又は同条第5項の規定による営業停止処分（大阪市において当該案件に応じた建設工事業の営業ができるものに限る。）を受けている ② 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている ③ 経営事項審査の審査基準日が1年7か月を経過している ④ 大阪市契約規則第32条第2項の規定により、契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあることその他の理由により著しく不適当であると認められるとき
	(10)	工事請負契約書第11条に規定する技術者等に配置予定技術者を配置できない場合は、契約を締結しない又は契約を解除できるものとする。
	(11)	契約締結後、当該契約の履行期間中に受注者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。
	(12)	契約締結後、全ての次の下請負人（建設事業者に限る。）の社会保険の加入状況を確認し、本市に報告すること。なお、やむを得ず、社会保険の未加入の建設事業者を下請負人とする場合には、下請負人に対して、社会保険に未加入である旨を大阪市に報告するとともに未加入である旨を大阪市が社会保険担当機関に通報することを周知すること。
	(13)	入札参加を希望する者が、パソコン障害等によりシステムによる手続きが困難となった場合について申し出ることにより、大阪市契約管財局契約部閲覧室設置の端末において「大阪市電子調達システム電子入札ブース設置端末利用規約」に基づき入札手続きを行うことができる。（有効期限内のICカードが必要。） なお、電子入札ブースの利用については、利用申込受付時間内（午前9時～午後0時、午後1時～午後4時30分）に契約課窓口まで電子入札ブース設置端末利用申込書を提出して申し込むこと。（電話等による受付は不可。）
	(14)	この公告に定めのない事項については、関係法令の他、大阪市契約規則、事後審査型制限付一般競争入札の手引、大阪市競争入札参加者心得等の定めるところによる。